

平成 23 年度第 90 回全国高校サッカー選手権大会
東京都大会 2 回戦 多摩大目黒高校 対 帝京高校の判定について

試合の映像は、多摩大目黒高校のゴール前で帝京高校に与えられた間接 FK が行われる前に、多摩大目黒高校の選手が前進し、規定の距離を守らなかった事実が確認できる一方、その後、多摩大目黒高校の攻撃に移った後、主審が試合を終了していることも確認できます。さらに、副審が多摩大目黒高校の反則について旗を上げていたことから、主審はそれを採用して試合終了の決定を覆し、帝京高校に再度間接 FK を与えていることを見ることが出来ます。

現行の競技規則第 5 条・主審の決定によれば、「プレーを再開する前、または試合を終結する前であれば、主審は、その直前の決定が正しくないことに気付いたとき、または主審の裁量によって副審又は第 4 の審判員の助言を採用したときのみ、決定を変えることができる。」となっており、主審が試合を終結させた後に帝京高校に間接 FK を与えたことは、競技規則を誤って適用したことになります。しかしながら、同時に同条前半には「プレーに関する事実についての主審の決定は、得点になったかどうか、また試合結果を含め、最終である。」と規定されていることから、その後の延長戦での判定や試合結果を含め、変更することは出来ません。

従いまして、東京高体連サッカー専門部としましては、平成 23 年 9 月 18 日に行われました、多摩大目黒高校 対 帝京高校の試合結果を変更することは出来ないと判断することに至りました。

この間、多くの方々からご意見をいただき、ありがとうございました。

今後、このようなことが再発しないように東京都サッカー協会審判委員会の管理の下、東京高体連サッカー専門部審判委員会が当該審判に研修を行うと共に、競技規則の正しい理解と審判員の資質を向上させる取り組みを実施していきますので、宜しく願い申し上げます。